

一般競争入札（条件付）公告訂正について

令和3年4月6日付け赤磐市公告第127号で公告に供した一般競争入札（条件付）公告の訂正について、下記のとおり公告する。

令和3年4月16日

赤磐市長 友 實 武 則

記

1. 案 件 名

令和3年度 公共下水道事業 排水ポンプユニット購入

2. 訂正内容

一般競争入札（条件付）公告共通事項の一部を次のとおり改める。

修正前	修正後
5 入札書の提出について (1) 入札書は<u>一般書留又は簡易書留により</u> <u>郵送</u>するものとし、<u>持参又は電報</u>による 入札は認めない。 (2) 入札の回数は原則として<u>2回</u>までとする。 (3) ～ (5) 略 (6) 再入札のときは、入札書上部の余白部分 に「再」若しくは「第2回」 _____ _____と記 載すること。	5 入札書の提出について (1) 入札書は<u>持参</u> _____ _____するものとし、<u>郵送及び電報</u>による 入札は認めない。 (2) 入札の回数は原則として<u>3回</u>までとする。 (3) ～ (5) 略 (6) 再入札のときは、入札書上部の余白部分 に「再」若しくは「第2回」、<u>再々入札の</u> <u>ときは、「再々」若しくは「第3回」</u>と記 載すること。 <u>(7) 代理人が入札する場合は、必ず委任状を</u> <u>持参し、入札開始前に入札執行者に提出し</u> <u>なければならない。</u>

6 入札辞退要領

- (1) 入札に参加しない場合は、入札を辞退する旨を届け出て、参加しないことができる。入札を辞退するときは、辞退届を管財課に持参又は郵送すること。

- (2) _____無断欠席等は指名停止等の処分対象となることがあるので、十分留意すること。

7 開札方法等について

- (1) 略
- (2) 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、申請書等に基づき参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行うまでもなく、9（1）から（12）までのいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (3) 略
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、入札書に記載された3桁の数字を利用したくじにより、落札候補者を決定するものとする。

6 入札辞退要領

- (1) 入札に参加しない場合は、入札を辞退する旨を届け出て、参加しないことができる。入札を辞退するときは、次の要領で申し出ること。

① 入札執行前に行う場合は、入札辞退届を管財課に持参すること。

② 入札執行中に行う場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。

- (2) 遅刻・無断欠席等は指名停止等の処分対象となることがあるので、十分留意すること。

7 開札方法等について

- (1) 略
- (2) 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、申請書等に基づき参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行うまでもなく、9（1）から（4）までのいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (3) 略
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ _____、落札候補者を決定するものとする。
- (5) （4）の同価格の入札をした者のうち、

(5) 開札の結果、いずれの入札書の金額も市の定める予定価格の制限の範囲内でない場合は計2回までの入札を行う。

(6) 2回の入札で落札者が決定しない場合、入札は不調とする。

(7) 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。

(8) (7) による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。

(9) (7) 又は(8)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。

(10) 赤磐市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責めを負わないものとする。

8 再入札_____について

再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。ただし、1回目の入札で無効となった者を除く。

くじを引かない者があるときは当該入札参加者に代わって入札執行事務に関係のない市の職員がくじを引き、落札候補者を決定するものとする。

(6) 開札の結果、いずれの入札書の金額も市の定める予定価格の制限の範囲内でない場合は計3回までの入札を行う。

(7) 3回の入札で落札者が決定しない場合、入札は不調とする。

(8) 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。

(9) (8) による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。

(10) (8) 又は(9)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。

(11) 赤磐市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責めを負わないものとする。

8 再入札及び再々入札について

(1) 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。ただし、1回目の入札で無効となった者を除く。

(2) 再々入札に参加することができる者は、再入札に参加した者に限る。ただし、再入

9 入札の無効について (1) <u>競争入札に参加することのできない者のした入札</u> (2) <u>談合してした入札</u> (3) <u>入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金の納付がない入札又は当該納付額が不足する入札</u> (4) <u>入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札</u> (5) <u>同一事項について2以上の入札をした入札</u> (6) <u>指定の日時までに到達しない入札</u> (7) <u>一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で入札書等を提出した入札</u> (8) <u>赤磐市建設工事等郵便入札試行実施要綱第4条の規定によらないでした入札</u> (9) <u>封筒記載の件名、開札日時及び入札参加者名と同封された入札書の件名、開札日時及び入札参加者名が相違する入札</u> (10) <u>入札書等が封筒に同封されていない入札</u> (11) <u>明らかに不正によると認められる入札</u> (12) <u>前各号に掲げるもののほか、入札についての条件に違反した入札</u>	<u>札で無効となった者を除く。</u> 9 入札の無効について (1) <u>申請書等に虚偽の記載をした者のした入札</u> (2) <u>入札方法に違反して行われた入札</u> (3) <u>赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）第140条各号に掲げる入札</u> (4) <u>その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札</u> (5) ～ (12) 削除
---	---